

議案第80号

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

令和2年9月1日より、子ども医療費助成制度の助成対象者を拡大するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市子ども医療費の助成に関する条例(平成8年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、満<u>15歳</u>に達する日以後の _____最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、 助成対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)<u>の規定による保護を受けて</u> <u>いる者</u> _____ _____</p> <p>(2) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、満<u>18歳</u>に達する日以後に <u>おける</u>最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、 助成対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、<u>児童福祉法(昭和22年法</u> <u>律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の法令等</u> <u>により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負</u> <u>担されている者</u></p> <p>(削る)</p>

施設(障害児施設を除く。)に入所している児童

(3) (略)

(4) (略)

(受給者証の交付申請)

第4条 前条に規定する者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長から当該助成を受ける資格(以下「受給資格」という。)がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の受給者証の交付の申請があったときは、受給資格についての審査を行い、受給者証の交付の適否の決定を行うものとする。

(助成を受ける者)

第5条 助成を受ける者は、助成対象者の保護者であって、被保険者等であるものとする。

(助成金の支給)

第6条 市長は、保護者の子どもに係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)を助成金として_____支給する。ただし、規約又は定款により附加給

(2) (略)

(3) (略)

(助成を受ける者)

第4条 助成を受ける者は、助成対象者の保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる子ども(以下「受給資格者」という。)であって、被保険者等であるものとする。

(受給者証の交付申請)

第5条 受給資格者が助成を受けようとするときは、あらかじめ市長から当該助成を受ける資格がある旨の証明書(以下「受給者証」という。)の交付申請を市長におこなわなければならない。

2 市長は、前項の受給者証の交付申請があったときは、その資格を審査し、資格を有すると認めるときは、当該申請を行った受給資格者に対し、受給者証を交付する。

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成対象者に係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)を助成金として、第5条第2項の受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に支給する。ただし、規約又は定款により附加給

付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

- 2 市長は、**保護者が子ども**に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺をすることができる。
- 3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連又は支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を**保護者**に代わり当該医療機関に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、**保護者**に対し助成があったものとみなす。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 災害その他のやむを得ない理由により、**保護者**が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連若しくは支払基金

付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

- 2 市長は、**助成対象者**に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺をすることができる。
- 3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連又は支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を**受給者**に代わり当該医療機関に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、**受給者**に対し助成があったものとみなす。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 災害その他のやむを得ない理由により、**受給者**が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連若しくは支払基金

から同条ただし書の報告がされなかったとき。当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

から同条ただし書の報告がされなかったとき。当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。